

【消費生活の窓口から】

災害に便乗した悪質な修理業者にご注意を！

全国で地震・台風・豪雨などの災害に便乗して、不必要な住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。

〈事例〉

- 日に3～4回も訪問され屋根の吹き替え工事を迫られた。
- 経年劣化の場合は保険適用がされないにもかかわらず、保険金で修繕できるかのように勧誘された。
- 見積もりのために業者を呼んだら、勝手に屋根にブルーシートをかけられ高額な作業料金を提示された。
- 無料点検後に「このまま放置すると雨漏りがする」と言われ高額な契約をさせられた。

【アドバイス】

- ◆「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘されても、
すぐに契約しないようにしましょう。
- ◆災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- ◆また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- ◆家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- ◆不安を感じたら、早めに消費生活相談窓口か消費者ホットライン（局番なしの^{いやや}188番）に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「[災害に便乗した悪質な修理業者に注意](#)」、山形県ホームページ「[山形県消費生活センターニュース9月号（PDF）](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 662-2593